

# 社会保障・税一体改革についての3つの提言

- 1、給付付き税額控除
- 2、番号制度
- 3、日本版IRA(個人型年金積立金非課税制度)

平成24年2月27日衆議院予算委員会

中央大学法科大学院教授

森信茂樹

# 提言 給付付き税額控除は逆進性 対策だけでなく本格的な制度設計を

- ・大綱では、逆進性対策として、「低所得者に対しては、消費税を充てることとなる社会保障の改革の中で、きめ細かな対策を講じるとともに、社会保障・税番号制度の導入をにらんで、給付付き税額控除の導入に向け検討を進める。」旨の記述。
- ・給付付き税額控除は、税制と社会保障給付を一体的に設計することにより、勤労インセンティブの供与や子育て家庭への経済支援などに活用される政策ツールである。多くの先進国で導入され、効果を上げている。
- ・わが国への導入に当たっては、単に逆進性対策としてだけでなく、勤労税額控除や児童税額控除、さらには社会保険料未納対策としても制度設計をすべきである。

# 給付付き税額控除の4類型

第1類型－勤労税額控除 (EITC)。クリントン、ブレアのワークフェア思想。勤労により自助努力で生活

能力を高めていくことを支援する。オバマのMWP税額控除。

第2類型－児童税額控除 (CTC)。世帯人数に応じ税額控除。母子家庭の貧困対策・子育て支援による少子化対策に有効。

第3類型－社会保険料負担軽減税額控除。低所得層の税負担・社会保険税負担を緩和。還付・給付は

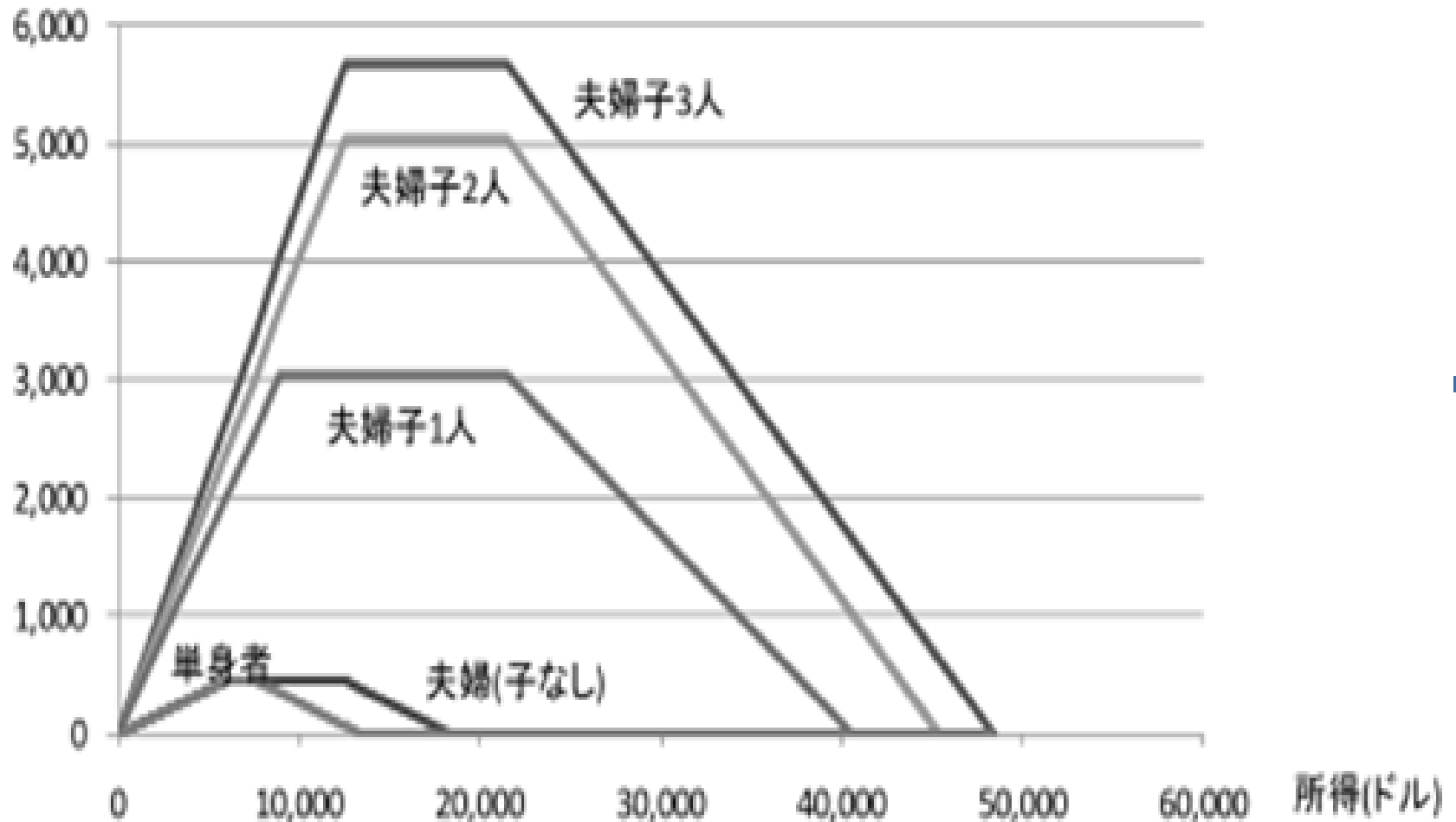
なし。オランダ

第4類型－消費税逆進性対策税額控除。消費税率引上げによる逆進性の緩和策として導入。基礎的

生活費の消費税率分を所得税額から控除。還付

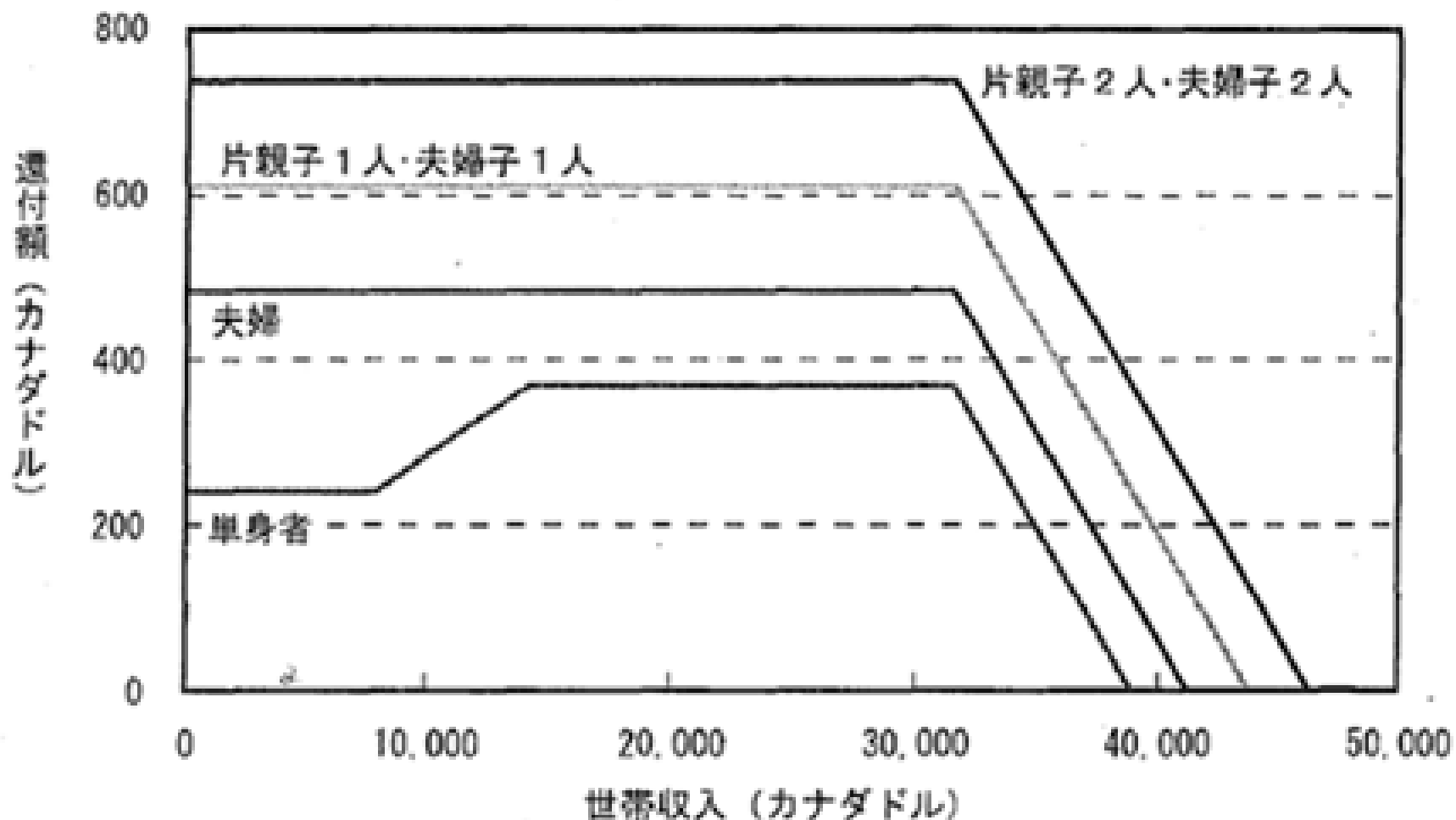
# アメリカの勤労税額控除のイメージ(2010年)

控除税額(ドル/年)



筆者作成

# カナダの GST/HST 税額控除の概要 (2007 課税年度)



(出典) Canada Revenue Agency, Goods and Services Tax/Harmonized Sales Tax (GST/HST) credit.

<<http://www.cra-arc.gc.ca/bnfts/gsthst/menu-eng.html>>

# 提言 番号制度の導入とあわせて国民受益の税制を構築

## (1) 記入済み申告制度 (pre populated tax return system) の導入

- ・税務当局が番号を通じてあらかじめ把握している資料情報を、納税者の申告書に記載し、納税者がその内容を確認することで申告を終了させる仕組みの導入は、納税者の申告書作成負担を緩和し、間違いや申告漏れを防ぎコンプライアンスの向上が図れる。
- ・北欧諸国、フランス、スペイン、オランダ等、15ヶ国で導入済み。

## (2) e-Tax と組み合わせた自主申告制度の導入

- ・年末調整制度は、納税者、税務当局双方の負担を軽減する効率的な制度だが、年末調整を行う会社に、多大の事務負担をかけ、また社員の配偶者の所得等家族に関する情報のプライバシーの問題を引き起こしている。
- ・自らの税額を申告により確定する自主申告制度を選択的に導入すれば、納税者意識の高揚をもたらし、タックスペイヤーとして税金の使途を監視する目を養い、民主主義の原点につながる効果をもたらす。
- ・番号とe-Tax(電子申告制度)を組み合わせれば事務の軽減が図れる。
- ・平成24年度税制改正で、給与所得控除の引き下げと特定支出控除の拡大が予定され、選択的自主申告制度に向けて環境整備が図られる。

## (3) 実額控除による政策税制の導入

- ・番号により実額控除が可能になるので、米国・英国・フランスで導入されている、ベビー・シッター代など子育てに必要な経費を実額控除させる少子化対策税制や、大学院などの高等教育にかかる学費を実額控除させる人的資本蓄積税制の導入が可能となる。

# 提言 日本版IRA(税制優遇付き私的年金)の創設を

## 1) 年金のありかた論

- ・企業年金の税制優遇には大きな問題がある
- ・とりわけ401k等企業年金は公平性等多くの問題がある
- ・欧米では「自助努力」の支援に政策が転換。
- ・世代間の不公平を生みだしている賦課制度は問題

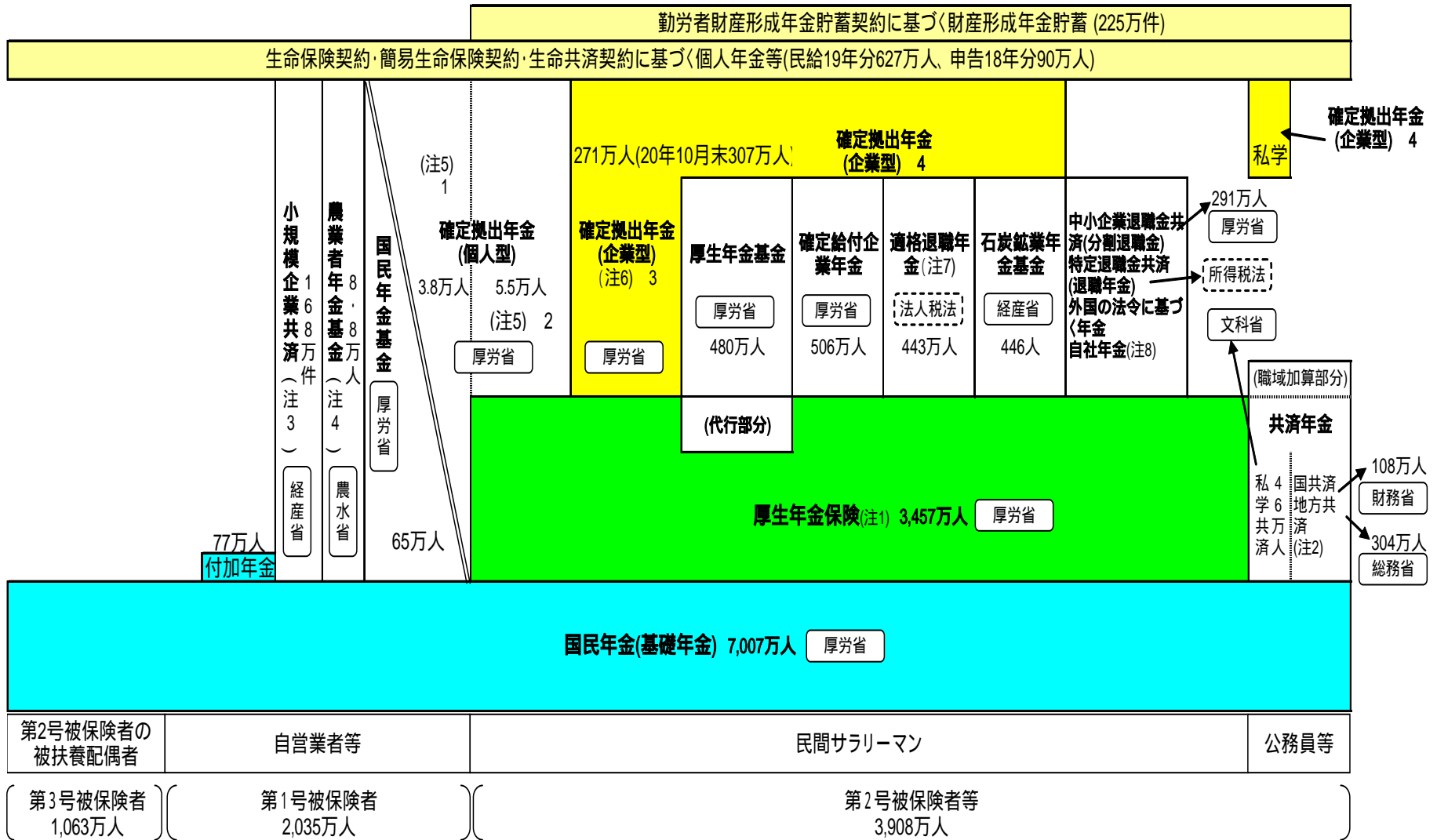
## 2) 財源論

- ・社会保障・税一体改革の中で、年金の効率化を進め、必要な公費の投入を抑制することが必要。

## 3) 経済活性化対策

- ・豊富な個人金融資産の活用
- ・資本市場の活性化
- ・金融所得一体課税の促進(日本版ISAより日本版IRA)

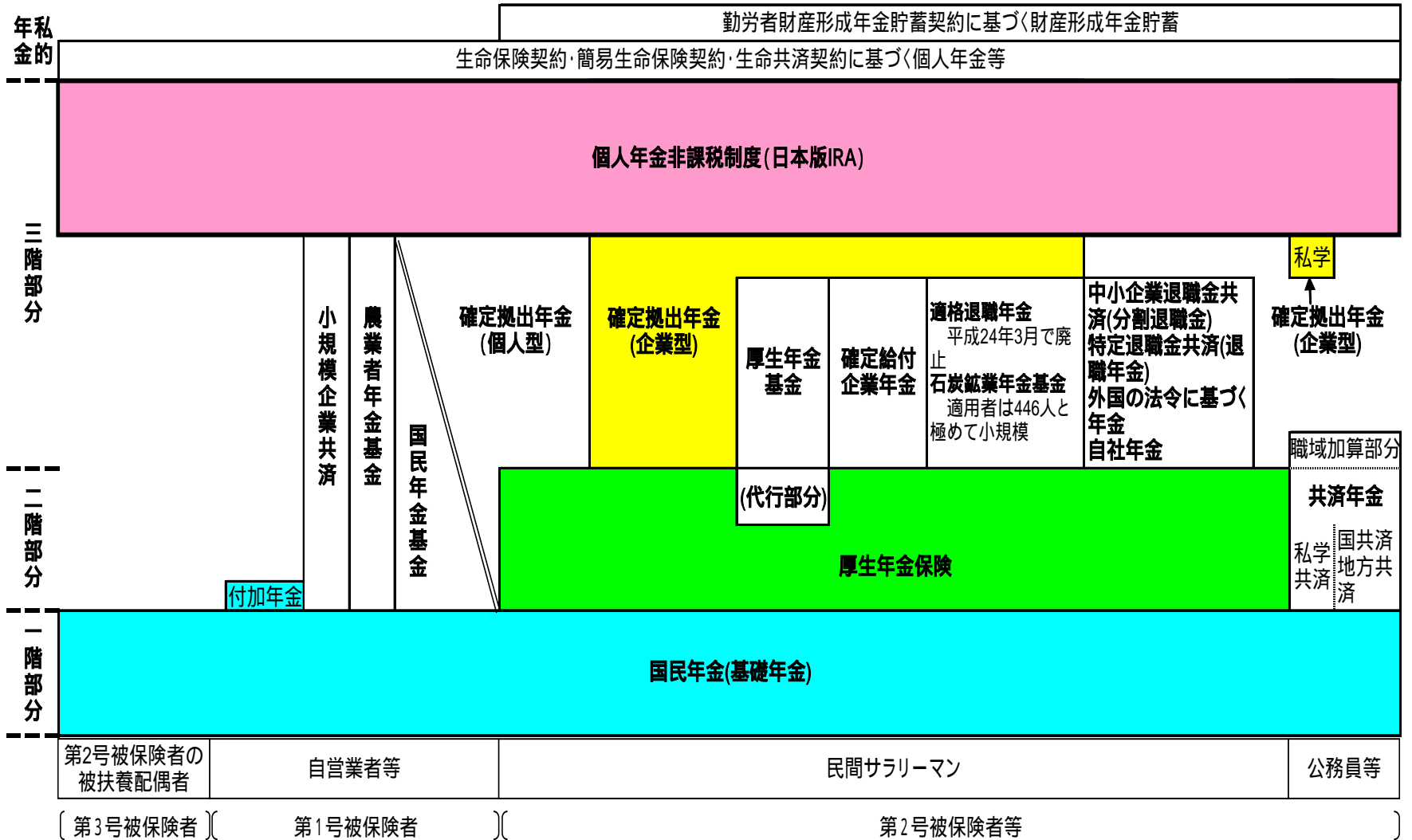
# 現行制度のイメージ



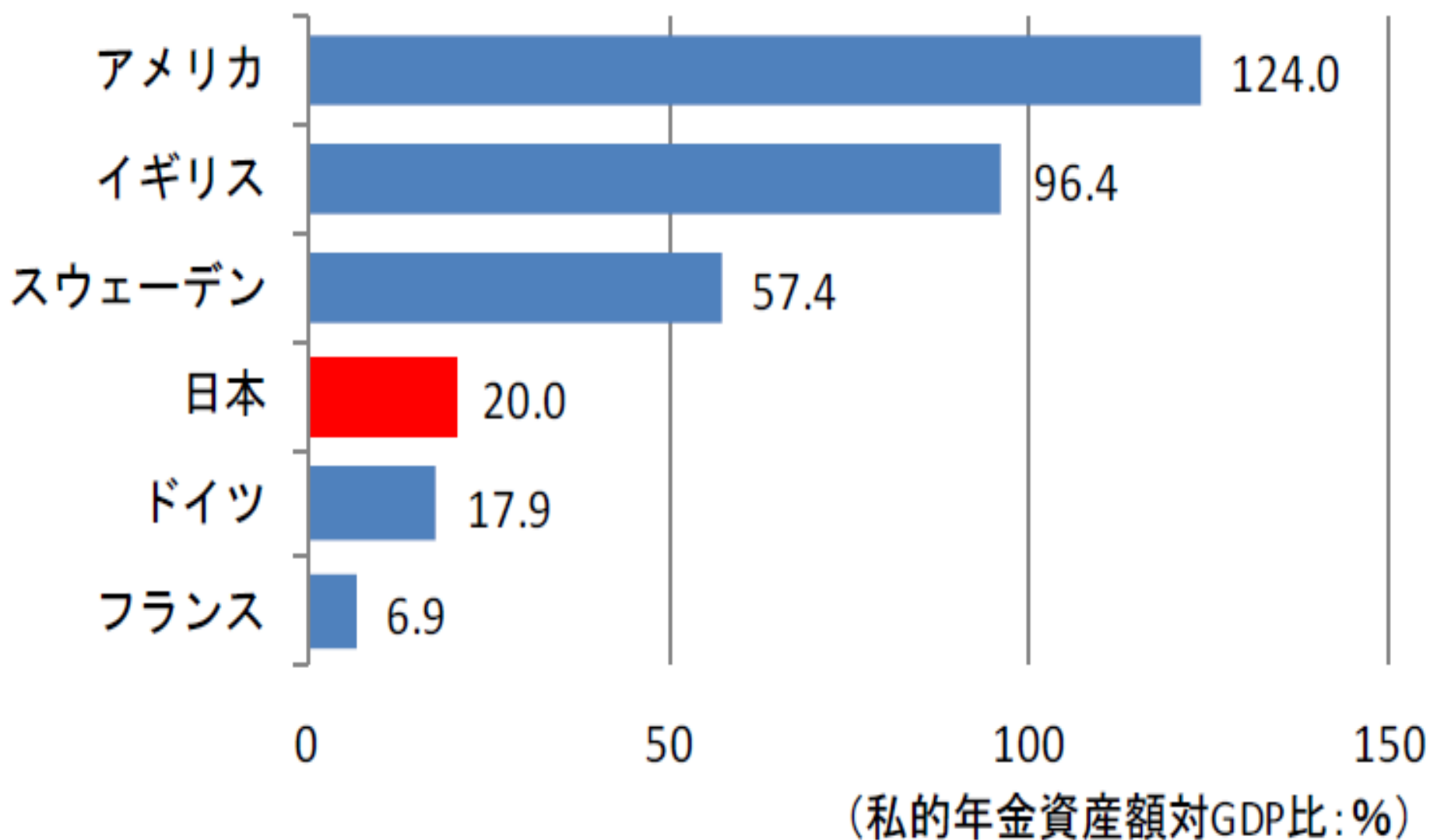


# 日本版IRAのイメージ図

(平成22年8月4日金融庁金融税制調査会提出資料)



(図表) 私的年金の対GDP比 (2007年)



(出所) OECD Global Pension Statistics and OECD estimates

# 我が国の3階部分の年金制度の問題点

問題	内容
十分性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●株価下落等を受けて年金資産が減少。将来の老後の生活を保障するための積立が不足。</li> <li>●近年の我が国における貯蓄率の大幅な低下。</li> </ul>
確実性・利便性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積立不足や、企業の倒産による年金受給額の減額に対する備えが不十分。</li> <li>●資産を企業単位で管理している制度と個人単位で管理している制度が混在しているため、制度間の資産の移管（ポータビリティ）が限定的。</li> </ul>
企業間・雇用形態間の公平性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大企業と中小・零細企業との間等で、実施する制度が異なっており、制度により税制優遇もまちまちであるため、従業員間の不公平が発生。</li> <li>●日本の企業型401kにおける3号被保険者や企業年金における非正規雇用者のようにそもそも制度の対象とされない者が存在し、職業間・雇用形態間の不公平が発生。</li> </ul>
管轄省庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所管省庁が分散しており制度がばらばらに設計されているため、制度によって税制上の取り扱いが統一されていない。</li> </ul>
税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●確定給付型企业年金の本人拠出分や個人型401k等、個人が一般の金融商品に投資等を行うこととの区別があいまいなものについて、各種控除の適用により、実質非課税となっており、税の中立性の観点から問題。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 拠出時は、社会保険料控除や生命保険料控除が適用。</li> <li>- 運用時は、運用収益への特別法人税が課されるが、現在凍結中。</li> <li>- 給付時は、公的年金等控除や退職所得控除が適用。</li> </ul> </li> </ul>

# あるべき年金税制

## 1、税制優遇の方法

拠出時課税、運用・給付時非課税のTEE型(Tは課税、Eは非課税)と、拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税のEET型の2種類がある。TEEとEETは一定の条件の下では同値。

## 2、わが国の年金税制

わが国の年金税制は、積立時は社会保険料控除、給付時は公的年金等控除が適用されており、EEEである。

企業年金にも公的年金等控除が適用され、さらに特別法人税が凍結された状態なので、この税制の下で企業年金の商品性を拡充していくことは、所得税課税ベースの脱漏・減収につながり税制・財政当局は反対。

## 3、企業年金税制の改革

本来、社会保険料控除の廃止か、公的年金等控除の縮減・廃止により税制優遇を縮小し、商品性を向上させていくことが望ましいが、既得権の問題から、事実上困難。

## 4、そこで、現実的な対応として、EEEではないEETかTEEの税制優遇された(運用益は課税しない)個人年金制度を作り、自助努力を支援することが必要。

項目	内容
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>•国民が国や企業に依存せず、自助努力で資産形成することを税制面から支援。</li> <li>•個人単位で資産を管理することで、企業倒産による影響やポータビリティの問題を解消。</li> <li>•企業間や世代内の不公平の問題を解消し、雇用形態の多様化(正規・非正規)にも対応。</li> <li>•国民共通の個人年金制度を整備しておくことで、現行複数に分散している3階部分を将来的に整理・統合する際の受け皿として設置。</li> </ul>
適用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>•国内に住所を有する個人で、年齢が20歳以上65歳未満の者を対象とし、職業や所属企業の区別なく、一律に適用。</li> </ul>
運用方法・対象商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>•金融機関に専用の口座を開設。</li> <li>•金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品を幅広く対象とする。</li> </ul>
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>•5年以上の管理・運用を行ったうえで、60歳以後、定期にわたって払い出しを行うことを金融機関との間の契約とする仕組み。</li> <li>•上記要件に違反した場合、払い出しをした日以前5年以内に生じた個人年金資産の運用益に対して遡及課税を実施(医療費や介護関連の支出といったやむを得ない場合は除く。)</li> </ul>
課税方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>•拠出時課税、運用時・給付時非課税のTEE型(Tは課税、Eは非課税)。</li> <li>•個人年金勘定において拠出した金融資産から生ずる利子、収益の分配または差益等に対して非課税。</li> </ul>
拠出限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>•年間120万円程度を想定。「使い残し」は翌年以降に繰越し可能。</li> </ul>
導入時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>•金融機関等におけるシステム開発期間を鑑みて、2012年以降を目途。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>•現行の3階部分の個人単位の年金制度と新制度の関係整理。</li> <li>•現行の3階部分の年金制度について、いつまでにどの制度を整理・統合するのかという具体的かつ現実的な工程表の作成。</li> <li>•年金原資を現在価値で新制度に移管できる仕組み等資産移行を円滑に進める方法の検討。</li> <li>•拠出方法を、「任意時期積立方式」とするか「定期積立方式」とするかについて、限度額管理のためのシステムの機能・費用と合わせて検討が必要。</li> </ul>